

第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（案）について

1 第88回協議会での意見を踏まえた素案の修正について

令和5年8月28日に開催しました協議会での意見を踏まえ、以下の点について素案段階での修正を行いました。

- 事業124の指標項目「ひとり親家庭等医療事務講座の修了者数」を削除
- 数値目標について、数値目標の表の下部分へ以下の説明を追加（資料1-2①）
 - ・達成期限が必ずしも令和10年度となっていないことの説明
 - ・現状値が目標値を上回るものがあることについての説明
- 数値目標について、ある数値を「維持」していく性質のものについては、「〇〇を維持」という形に記載を変更（資料1-2②）

2 パブリック・コメントの結果について

- (1) 意見募集期間
 - ・令和5年10月13日（金）～令和5年11月13日（月）
- (2) 提出意見・・・資料1-3
 - ・提出者21名
 - ・意見項目50件
- (3) 意見への対応
 - ・意見を受け計画上の文言を修正 3件（意見番号25、30、36）

3 素案からの修正点

- パブリック・コメントの意見を受けての文言修正 3件 資料1-2③
- 数値目標の修正 7件 資料1-2④
- 再掲による事業数の増 1件
 - ・目標VII-3-③「外国人・障害者・高齢者等の多様な被害者への配慮」へ事業番号197「DV防止ネットワーク会議の開催」を再掲
- グラフの追加 2件 資料1-2⑤
 - ・育児をしている雇用者の家事・育児時間
 - ・配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと
- 数値目標の達成期限について、「●●年度」「●●年度末」が混在していたため、「●●年度」に統一
- その他、軽微な文言調整

4 今後のスケジュール

- ・令和6年2月 男女共同参画推進本部での計画案の審議
計画策定の決裁
- 3月 パブリック・コメント結果及び計画の公表
- 4月 計画の施行

●修正内容詳細

- ①「数値目標について、数値目標の表の下部分へ以下の説明を追加」関係
 ②『数値目標について、ある数値を「維持」していく性質のものについては、「〇〇を維持」という形に記載を変更』関係

目標 I 計上事業にかかる数値目標

No.	事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
1	1	人権についての啓発パンフレット作成・配布	啓発冊子・パンフレットの作成・配布数	5,400部 (令和4年度)	5,400部を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
2	2	人権啓発講演会の開催	人権啓発講演会のアンケートにおける、人権問題についての関心や理解が「深まった」「少し深まった」割合	97.1% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
3	3	各種人権施策に係る情報の提供	人権相談及び人権啓発に関する情報の市報への掲載回数	14回 (令和4年度)	14回を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
4	6 再II	学校における人権教育の推進	人権教育実践事例集活用校数	104校 (令和4年度)	105校 (令和10年度)	人権教育推進室
5	7 再II	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	講座等の内容の理解度	93.9% (令和4年度)	90%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
6	13	地域活動における男女共同参画の啓発	啓発活動実施回数	7回 (令和4年度)	6回以上/年度を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
7	14	図書館資料情報の提供	男女共同参画コーナーに受入を行った1年間あたりの本の冊数	45冊 (令和4年度)	50冊 (令和10年度)	中央図書館資料サービス課
8	20	男女共同参画推進団体の活動への支援	実施団体の数	5団体 (令和4年度)	5団体を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課

① ※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
 ※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

※数値目標の達成期限については、計画期間が満了する令和10年度を基本としていますが、総合振興計画など他の計画で別に定めがある場合はこの限りではありません。
 ※現状値については、原則、令和4年度の実績を記載しており、必ずしも目標値を設定する際に基準とした数値等ではありません。そのため、現状値が目標値を超えているものもあります。

③「パブリック・コメントの意見を受けての文言修正」関連

○意見番号 25 関係

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
114 新規	アフターケアの実施	女性自立支援施設等の退所後、地域での生活再建を支えるため、相談者の了承を得た上で、関係機関との連携を図りながら、相談者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップを実施する等、アフターケアを行います。	人権政策・男女共同参画課

○意見番号 30 関係

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
150	性的少数者への支援	性的少数者（LGBT 等）のための制度であるパートナーシップ宣誓制度について、必要とする人が制度の存在を知り、宣誓することができるよう、研修等を通して庁内外に情報発信を行います。 【指標項目】庁内外での制度の周知回数	人権政策・男女共同参画課

○意見番号 36 関係

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
205	多様な被害者への配慮	被害者の国籍や障害の有無、年齢などにかかわらず、誰でも相談を受けることができるように電話相談を行うなど、環境を整備します。	市民生活安全課

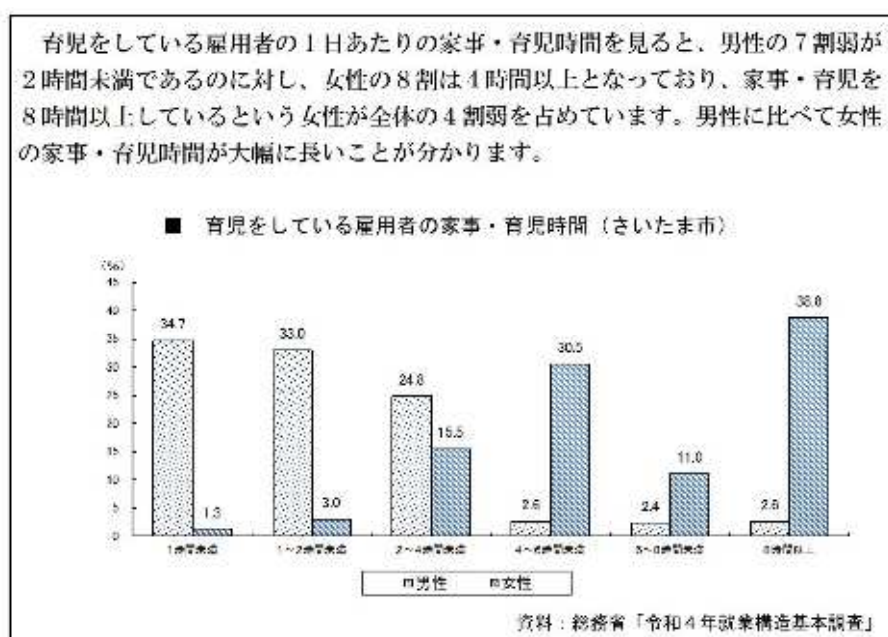
④「数値目標の修正」関連

事業番号	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)	所管課
56	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスについての理解が深まったの必要性を意識した受講生の割合	92.7% (令和4年度)	95%を維持 (令和10年度)	人権政策・男女共同参画課
62	SDGs 企業認証制度	SDGs 企業認証数	196 社 (令和4年度)	4060 社増 (令和7年度)	経済政策課
80	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ等待機児童数利用ニーズに対する入所者の割合	333 人 97.3% (令和5年4月1日)	150 人 100% (令和7年度)	幼児・放課後児童課
81	障害児保育の充実	障害のある子どもを受け入れた認可保育所数	230 施設 (令和4年度)	300 350 施設 (令和 7 10年度)	保育課・保育施設支援課
83	医療的ケア児保育支援センター運営事業	医療的ケア児への保育を提供する施設を配置した区の数	5 区 (令和4年度)	10 区 (令和 4 7年度)	保育課
140	高齢者等の移動支援事業	移動支援事業実施地区数	5 地区 (令和4年度)	未定 14 地区 (令和 8 8年度)	高齢福祉課
142	一般介護予防事業	「通いの場」への高齢者の参加者数	17,129 人 (令和4年度)	18,000 人 20,000 人 (改定の可能性あり) (令和7年度)	いきいき長寿推進課

⑤「グラフの追加」関連

○育児をしている雇用者の家事・育児時間

「第1章3 さいたま市の統計からみえる現状」へ追加・・・【計画案 P14】



○配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと

第1章4「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要」へ追加

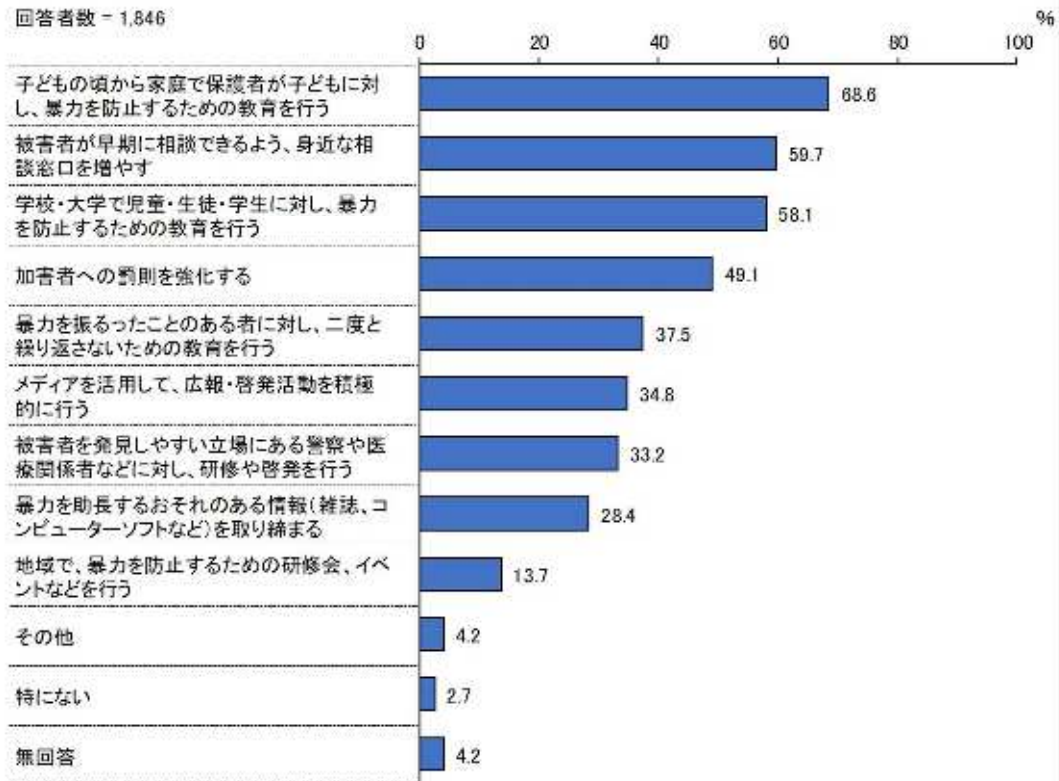
【計画案 P34】

⑭ 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと

配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこととして、「子どもの頃から家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が68.6%で最も多く、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」(59.7%)、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(58.1%)が続きます。

■ 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと

回答者数 = 1,846



「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（素案）」
に対する意見募集結果

資料1-3

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	女性・子どもにやさしいまちづくりに向け、計画の遂行を期待します。	全体	1	ご意見を十分に尊重し、計画策定後は、基本理念の実現に向けて、計画に位置付けた7つの目標に基づく施策・事業を総合的・効果的に進めていきます。	素案のとおりといたします。
2	共働き世帯だけではなく専業主婦(夫)、年金世代や転入者など、それぞれの立場や意見を尊重して欲しいです。	全体	1	ご意見を十分に尊重し、さいたま市で生活するあらゆる立場の人々が、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していきます。	素案のとおりといたします。
3	性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、年齢にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、市民が市政について重視する高齢者福祉に合致すると思います。	全体	1	ご意見を十分に尊重し、さいたま市で生活する高齢者を含むあらゆる立場の人々が性自認や性的指向に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していきます。	素案のとおりといたします。
4	これからは、性別・障害の有無にかかわらず、お互いに尊重し合いながら能力を発揮できるようになればよいと思います。差別は無くしてほしいです。	全体	1	ご意見を十分に尊重し、性自認や性的指向、障害の有無に関わりなく、さいたま市で生活するあらゆる立場の人々が、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していきます。	素案のとおりといたします。
5	「女性らしさ」「男性らしさ」があることを差別と言う人がいますが、女性の特性を生かして高給を得ている女性もいます。「女性らしさ」「男性らしさ」は共同参画とは関係ないのでしょうか。	全体	1	市としては、さいたま市で生活するあらゆる立場の人々が性自認や性的指向に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していくという視点から、本計画に基づいて取組を展開していきます。	素案のとおりといたします。
6	もう少し、「読んでみたい！」と感じられるような構成にすることはできなかったのでしょうか。	全体	1	計画素案の構成は、現行プランや国、県の計画も参考に検討しました。	素案のとおりといたします。
7	「主人」を「夫」「パートナー」と言い換えるなど、行政で用いる言葉を洗い出すことが必要と考えます。	全体	1	本計画素案に位置付けている事業5（職員ハンドブックによる啓発）、事業38（男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成）等を通して、職員への意識啓発を行います。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
8	戸籍の戸主制度は廃止すること、投票用紙などを世帯単位ではなく個人単位で発送することが必要と考えます。	全体	1	戸籍については、国の制度にかかわる事項であることから、国の動向を注視してまいります。 投票所整理券の発送方法については、送付に要する費用等も踏まえて現行の仕組みとされているところですが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
9	夫婦別姓の推進が必要と考えます。	全体	1	夫婦別姓については、国の制度にかかわる事項であることから、国の動向を注視してまいります。	素案のとおりといたします。
10	男性の就業者数が減少しているため、男性の雇用を増やす施策が必要だと思います。市内の駅周辺の通勤可能な場所に、これから伸びることが予想される業種・職種の雇用の場を増やすと良いと思います。	P11	1	市としては、男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくりを進める必要があると考えています。ご意見の内容につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
11	市民5,000人を対象としたアンケート調査の回収率が30パーセントであり、これを基に計画素案を策定するには、無理があるようにも思います。	P19～31	1	アンケート調査の実施に際しては、調査期間を可能な限り長くすることや、締切日前に回答を依頼するはがきの送付等を行い、回収率の向上に努めました。今後、さらに回収率向上に有効な方法について検討したいと考えております。	素案のとおりといたします。
12	計画の目標I-1について、「男性に（女性に）まかせておけば良い」という風潮の排除が必要と考えます。	P53～54	1	ご意見を十分に尊重し、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、人権尊重や男女平等意識の啓発に取り組みます。	素案のとおりといたします。
13	人権尊重、男女平等意識啓発のための学習機会の提供は、とてもよいことだと思います。	P53～54	1	ご意見を十分に尊重し、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、人権尊重や男女平等意識の啓発に取り組みます。	素案のとおりといたします。
14	「男だから」「女だから」といった区別をすることなく家庭生活を送るためには、事業者や周囲の支援が必要だと思います。	P60	1	ご意見を十分に尊重し、多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けて、事業者や多くの市民の皆様とともに様々な取組を展開していきます。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
15	学校の家庭科室を開放した男性向けの料理教室・子ども食堂や、女性向けのDIY講座を開催してはいかがでしょうか。	P60	1	市としては、多様な生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的性別役割分担の解消のための様々な取組を展開しています。ご意見の内容につきましては、今後の取組を検討していく中で参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
16	計画の目標Ⅱ-1について、女性の出産前後の期間についての女性の状況を各世代が十分熟知することが必要です。この時期は役割分担の配慮が必要です。	P60、97～99	1	特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、目標Ⅵの施策の方向4において、女性の多くの市民が「性と生殖に関する健康と権利」について関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。	素案のとおりといたします。
17	女性活躍、特に政治にどんどん進出の場を設けてください。	P66～67	1	ご意見を十分に尊重するとともに、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正の趣旨を踏まえ、有権者が政治に主体的に関わる意思を持つための主権者教育の推進、政治分野への女性参画の重要性等についての啓発、リーダーとなる人材の育成等を進めます。	素案のとおりといたします。
18	困難を抱える女性の支援については、行政における相談員を増やすとよいと思います。	P86～99、101～120	1	様々な複合的な困難を抱える女性を支援するため、女性を対象とした各種相談や、支援調整会議の開催、相談にあたる職員等に対する研修等の取組を行うことで、相談支援体制を強化します。	素案のとおりといたします。
19	計画の目標Ⅴ-2について、職場から離れてしまった際、人によっては就業継続・再就職のハードルがかなり高くなります。ハローワークなどによる支援を充実させることが必要です。	P83～84	1	ご意見を十分に尊重し、子育てや介護等により離職した人への再就職支援などを行い、女性の就業機会の拡大に取り組みます。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
20	困難女性支援法に基づく基本計画部分については、推進事業の事業内容を具体的に書くとともに指標項目と目標値を示すべきです。また、目標値の達成期限は出来ることはすぐやることとして、令和6年度末、遅くとも令和7年度末とすべきであると思います。	P86～99、101～120	1	困難女性支援法に基づく計画部分につきましては、延べ57の指標項目を設定しております。いただいたご意見は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。また、指標項目を設定していない事業につきましても、年次報告書において、可能な限り、具体的な数値を挙げつつ、実施した事業内容を掲載してまいります。	素案のとおりといたします。
21	困難女性支援法に基づく基本計画について、民間団体等との協働の取組として、専門的で柔軟な支援を行う民間団体等とつながり、若年女性へのアウトリーチ、困難を抱える女性の居場所づくりを行う事業を追加してはいかがでしょうか。待ちの姿勢ではなく、積極的に事業展開することが求められていると思います。	P88	1	アウトリーチや居場所づくりにつきましては、国の基本的方針にも示されており、重要な事業であると認識しております。いただいたご意見は、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
22	事業111について、女性の法律相談は具体的にどのような形で行うのでしょうか。窓口を設けて定期的に行うのであれば、その実施回数を指標項目としてはいかがでしょうか。	P87	1	女性の法律相談につきましては、従来より月3回定期的に実施している事業を、改めて掲載いたしました。	素案のとおりといたします。
23	事業112について、支援調整会議の実施回数を指標項目としてはいかがでしょうか。	P87	1	支援調整会議の実施回数につきましては、支援対象者の状況によって、異なるものと認識しております。困難な問題を抱える女性を支援に繋げるため、適切に実施してまいります。	素案のとおりといたします。
24	事業113について、必要に応じた同行支援を指標項目として、目標値は100%としてはいかがでしょうか。	P87	1	同行支援につきましては、支援対象者の意思や状況により、必要と判断した場合には、適切に実施してまいります。	素案のとおりといたします。
25	事業114について、アフターケアの具体例を挙げてはいかがでしょうか。	P87	1	アフターケアにつきましては、相談者の了承を得た上で、関係機関との連携を図りながら、相談者と定期的な連絡を取る等の継続的なフォローアップを実施してまいります。	ご意見を踏まえ、表記を修正いたします。
26	事業115について、相談室会議の実施回数を指標項目としてはいかがでしょうか。	P88	1	相談室会議につきましては、女性相談支援員全員が揃う日時を設定し、研修を含め、週1回開催してまいります。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
27	事業116について、まず、民間団体等との協働による取組の検討をどのような形で行うのか、DV防止ネットワーク会議とは別の体制を構築するのかなど、検討体制を明記すべきではないでしょうか。	P88	1	民間団体等との協働による取組の検討につきましては、これまで繋がりのなかった民間団体へのアプローチの方法も含めて検討してまいりたいと考えております。	素案のとおりといたします。
28	高齢者が深夜・早朝に倒れた場合に備えて、24時間体制が可能な訪問ヘルパーを確保することが必要です。また、孤独死の問題の背景には、社会とのつながりを絶ってしまうことがあると思われまます。高齢者が安心・安全に生活できるようにと思ひます。	P92～95	1	ご意見を十分に尊重し、高齢者をはじめ様々な困難を抱える人々が、社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組まひます。	素案のとおりといたします。
29	外国人や社会的弱者等による犯罪や生活トラブルが見込まれる中で、警察との連携により、当事者からの相談がなくとも情報提供によって支援サービス等を働きかけるといった積極的な態度が感じ取れまひせん。まずは市から県警との連携強化を提案してほひいです。	P92～95	1	高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境を整備する上で、ご提案の警察を含め、様々な関係機関と連携して取組を展開しまひます。	素案のとおりといたします。
30	事業150の指標項目「庁内外での制度の周知回数」について、現状値実績なし、目標値35回（達成期限令和10年度末）というのひは、課題を認識しているとはいひ難いと思ひまひます。周知の方法の具体例を挙げ、それを指標項目とすべきではないでしょうか。	P95、101	1	目標値の回数は、市民及び企業を対象とした研修会や講演会、庁内職員向けの研修などの実施回数を想定してまひます。いただいたご意見を踏まへ、事業内容の中で例示することといたしまひました。	ご意見を踏まへ、表記を修正いたしまひます。
31	事業151について、職員への啓発として、レインボーカラーを活用した職員名札の一斉着用はととも良いと思ひまひます。	P95	1	レインボーカラーを活用した職員名札の一斉着用については、性的少数者に対する理解の促進のため、引き続き実施してまひります。	素案のとおりといたします。
32	事業158について、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、特に権利、自己決定についての認識をより広める必要がありまひます。講座・講演会回数を指標項目として、確実に実施すべきではないでしょうか。	P97	1	女性の多くの市民が「性と生殖に関する健康と権利」について関心を持ち、正しい知識を得ることは重要だと考えておりまひますので、確実に実施してまひります。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
33	事業193について、相談窓口の周知の強化等を行うとありますが、何をどうするのでしょうか。具体例をあげると分かりやすいと思います。	P103	1	「若年層における交際相手あらの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」(令和2年1月発行)では、交際相手から暴力を受けたことがあると回答した方のうち、「どこにも・誰にも相談しなかった」が45.5%を占め、その理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が66.4%となっております。このような状況を踏まえ、若年層を相談に繋げるためには、暴力についての理解と相談窓口の周知、支援者同士の繋がり等、様々な取組を実施していく必要があります。いただいたご意見を踏まえ、年次報告書において、実施した具体的な取組内容を掲載してまいります。	素案のとおりといたします。
34	計画の目標VII-3・5について、窓口部門の体制をより充実させ、丁寧にフォローアップしていくことが必要です。	P109～111、115～117	1	ご意見を十分に尊重し、DV被害者の支援に取り組みます。	素案のとおりといたします。
35	事業197のDV防止ネットワーク会議について、これまでどのくらいの頻度で行われていたのかがわかりません。開催回数を指標項目としてはいかがでしょうか。	P109	1	DV防止ネットワーク会議については、実務者会議を年間2回程度、代表者会議を年間1～2回開催しており、今後も、継続してまいります。	素案のとおりといたします。
36	事業205について、誰でも相談を受けることができるように環境を整備しますとありますが、「環境を整備する」とは何をどうするのかが分からないので、具体的に書くべきではないでしょうか。	P110	1	電話相談を行うなど、誰でも相談を受けることができる環境の整備を継続してまいります。	ご意見を踏まえ、表記を修正いたします。
37	事業208について、DV被害者等に緊急一時的に宿泊施設及び食事等の提供を行うのは非常に良いことだと思います。このことが継続的な支援につながることを期待します。	P111	1	ご意見を踏まえ、引き続き、取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
38	事業223について、補助金を交付する民間団体数を指標項目として、育成につなげるようにしてはいかがでしょうか。	P118	1	当該補助金につきましては、対象となる事業を実施する民間団体を覚知した際には、適宜、補助金を交付してまいります。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
39	計画の内容を市民に周知するため、毎月最終日曜日の開庁日に区役所で解説の機会を設けてはいかがでしょうか。	P130～132	1	計画策定後は、市ホームページへの計画書の掲載、計画内容を簡潔にまとめた概要版の作成・配布、市報さいたま等による周知を予定しています。	素案のとおりといたします。
40	概要版の1（策定の趣旨）と5（計画の重点事項）に計画の進捗度合いを明記することが不可欠だと思います。何ができていて、何ができていないかが分からないプランでは説得力を持たないのではないのでしょうか。こうした観点から、市としての意気込みも示していただきたいです。	概要版	1	計画素案では、第1章5として第4次プランの取組状況を整理していますが、概要版では計画素案の内容を総括的かつ簡潔に伝える観点から、第4次プランの取組状況については割愛しました。	素案のとおりといたします。
41	新型コロナウイルスの影響で生じた空き店舗・空き家をロシアやウクライナ、ガザ地区等から帰国する人々に貸し出してはいかがでしょうか。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
42	音の鳴る時計を増やして欲しい。花や樹木に名札を付けたり、昆虫が身近な存在になるような、四季の感じられる街にして欲しいです。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
43	浦和駅周辺よりも大宮駅周辺の開発をしてほしいと思います。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
44	夕方から夜にかけて、大和田駅・七里駅でタクシーが長時間待っても来ないことが多いです。何とかしてほしいです。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
45	高齢者、運転免許を持たない人が増えているので、路線バスの本数を増やしてほしいです。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
46	高速バス路線を復活させてください。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
47	北浦和駅～岩槻間のバス通り、及び市立病院行のバス通りの自転車通行帯の道幅が狭く、危険極まりないです。「追い越し禁止」の標識を設置してほしいと考えます。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
48	道路のガス・水道の引き込み工事後の補修について、事業者によって水準に差が生じています。市の道路課で写真のみで確認するのではなく、事業者に注意指導をお願いします。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
49	土地・建物統計調査を行いました。回収率が最終的に72%にとどまり、期待はずれでした。もっと協力的であってほしかったです。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
50	区によって、特に小学校は教育・学習の差が激しいと思います。	—	1	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	21名
意見項目数	50件
修正項目数	3件

(案)

概要版

資料 1 - 4

第5次さいたま市 男女共同参画のまちづくりプラン

(令和6(2024)年度~令和10(2028)年度)

“ひと” と “ひと”

市民一人ひとりが人権を尊重しあい

共に生きるさいたま市の実現

令和6年3月

計画の目的

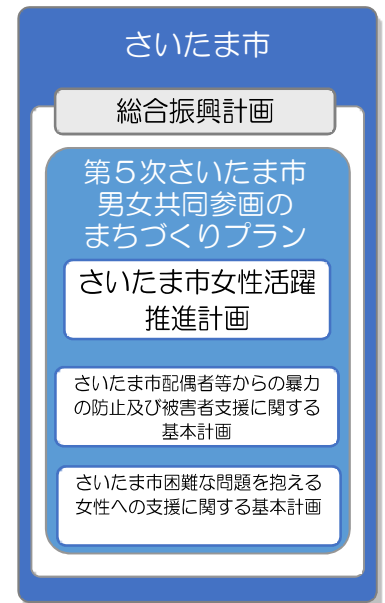
第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン（以下「第5次プラン」といいます）は、第4次プランの計画期間（令和元年度～5年度）が終了したことを受けて、引き続き、さいたま市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

計画の位置付け・ポイント

さいたま市総合振興計画の分野別計画であり、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく基本計画です。また、以下の法律に基づく基本計画を包含します。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（第6条第2項）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（第2条の3第3項）
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（第8条第3項）

SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」を意識し、17の目標の1つである「ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資する計画です。



基本理念

さいたま市で生活するあらゆる立場の人々が性自認や性的指向にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指していくという視点から、第4次プランまでの基本理念における「女（ひと）と男（ひと）」の表記をひらがな表記とし、次のとおりの基本理念とします。

**“ひと”と“ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現**

計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。なお、計画期間中においても、男女共同参画社会基本法の改正や社会情勢の急激な変化など、第5次プランを取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行います。

第5次プランの重点事項

第5次プランでは、これまでの取組、及び国、埼玉県の基本計画並びに社会情勢の変化等を踏まえた上で、次の6項目について、重点的に取り組めます。

1

男性にとっての男女共同参画の推進

固定的性別役割分担意識は、女性よりも男性で強い傾向があることや、社会の様々な分野で指導的地位に男性が多い点からも、固定的性別役割分担意識の解消や、社会的慣行等の見直し、具体的な行動変容につなげるためには、男性に向けた意識啓発を強化する必要があるため、重点事項に位置付けます。

2

男女共同参画を推進する 教育・学習の充実

学校や家庭等での教育は、性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くための基盤を形成するものであるため、重点事項に位置付けます。

3

政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

政策・決定方針過程への女性の参画の拡大は、男女が互いに対等な立場で個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のために重要であるため、重点事項に位置付けます。

4

女性の経済的自立に向けた取組の推進

半数以上の女性が非正規雇用で働いており、不安定な雇用状況や給与等の処遇面の格差等は貧困の一因になっていることから、女性の経済的自立に向けた取組の推進の強化のため、重点事項に位置付けます。

5

DV被害者の安全確保と 支援体制の充実

DVは、一般的に家庭内において行われるケースが多いことから、潜在化しやすいという特性があること、障害者、高齢者、外国籍など多様な被害者がいることから、被害者の早期発見と関係機関の連携体制の強化が必要となるため、重点事項に位置付けます。

6

DVからの子どもの安全確保及び 必要な支援の充実

DVと児童虐待は重複して発生していることが多いことから、DV被害者のみならず、子どもの適切な保護のためにも、他の関係機関等も含む相互の連携協力の強化が必要となるため、重点事項に位置付けます。

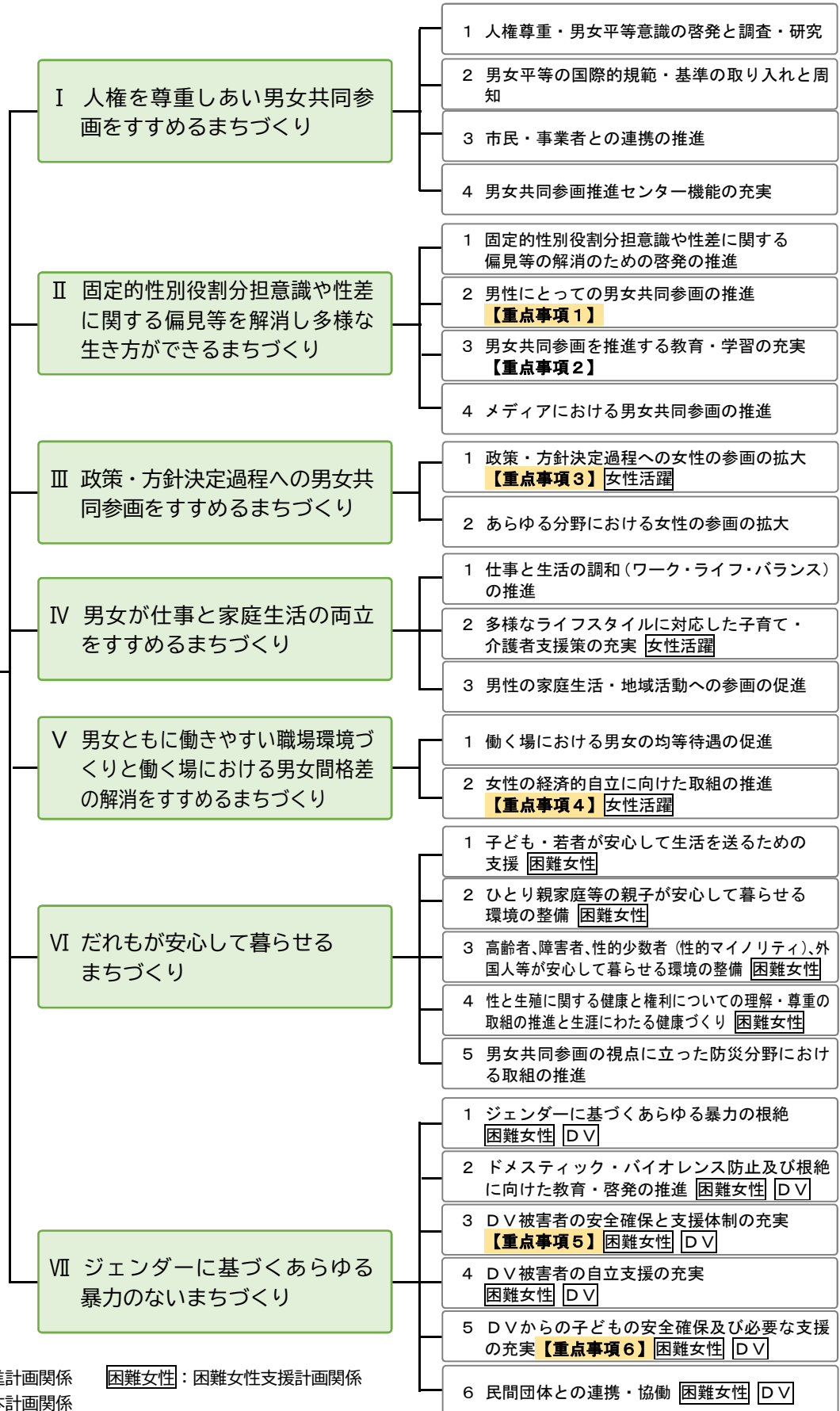
計画の体系

基本理念

目 標

施策の方向

「ひと」と「ひと」市民一人ひとりが人権を尊重しあい
共に生きるさいたま市の実現



女性活躍 : 女性活躍推進計画関係
DV : DV防止基本計画関係

困難女性 : 困難女性支援計画関係

計画の内容

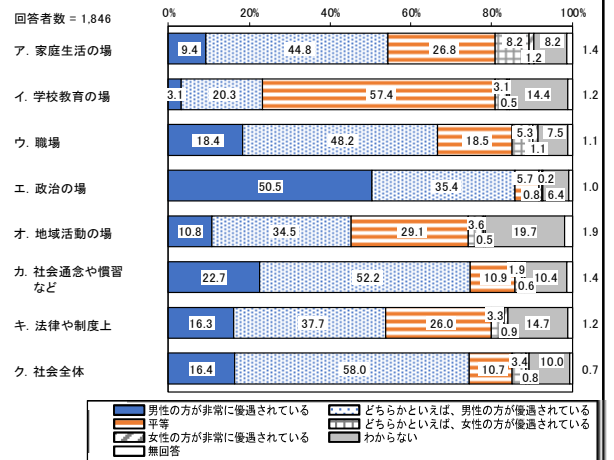
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画社会の実現のため、男女平等についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

施策の方向

- 1 人権尊重・男女平等意識の啓発と調査・研究
- 2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知
- 3 市民・事業者との連携の推進
- 4 男女共同参画推進センター機能の充実

■ 各分野における男女の地位の平等感（さいたま市）



【資料】さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年1月）

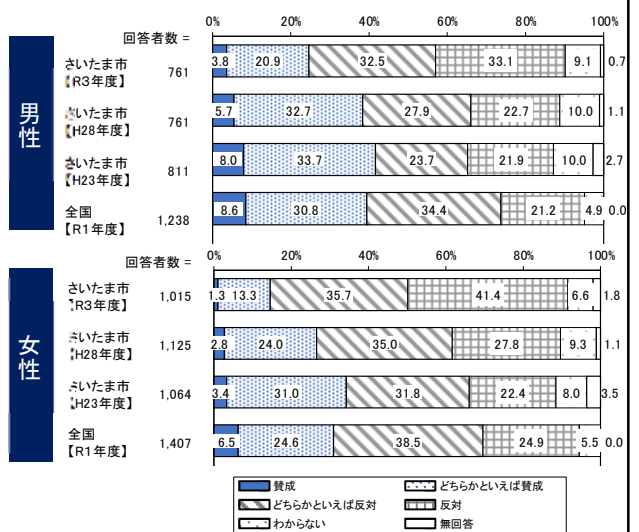
目標Ⅱ 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり

性別による固定的な役割分担にとらわれない意識が醸成され、性差に関する偏見等が解消される社会を築くため、学校教育や家庭教育、生涯学習において、幅広い市民を対象に男女平等について学ぶ教育を進めます。メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物等の情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進します。

施策の方向

- 1 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消のための啓発の推進
- 2 男性にとっての男女共同参画の推進 **重点事項1**
- 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 **重点事項2**
- 4 メディアにおける男女共同参画の推進

■ 「男は仕事、女は家庭」という役割分担の考え方に対する意識



※全国は「男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）
【資料】さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年1月）

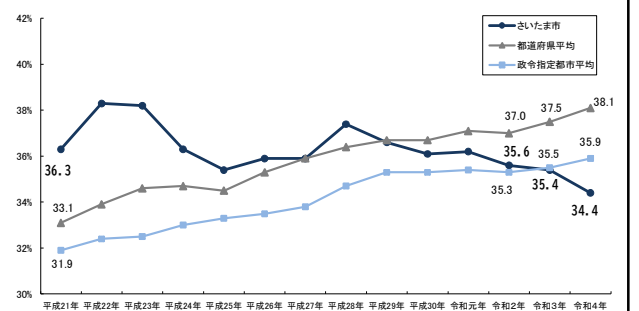
目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

市の施策や、学校教育等の方針決定過程に、多様な意見が公平・公正に反映されるよう、女性職員の管理職登用や審議会等への女性の登用を推進するとともに、政治・経済・地域など、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、人材育成や事業者等による取組の促進を行います。

施策の方向

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 **重点事項3**
- 2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

■ 審議会等における女性委員割合の推移



【資料】内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり

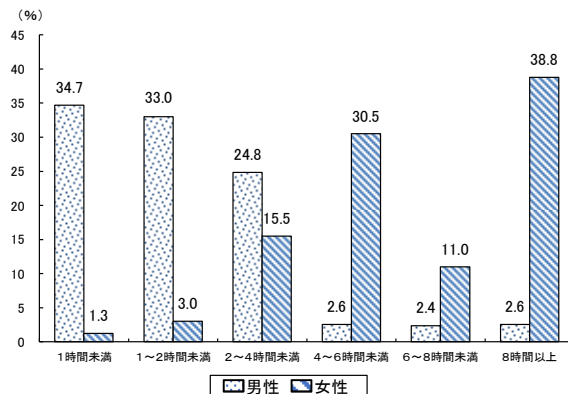
長時間労働を前提とした従来の男性中心型の働き方を見直し、男女ともあらゆる世代の人がワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指します。

また、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や子育て支援・介護サービスの充実に努めます。さらに、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取組を進めます。

施策の方向

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実
- 3 男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

■ 育児をしている雇用者の家事・育児時間（さいたま市）



【資料】総務省「令和4年就業構造基本調査」

目標Ⅴ 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり

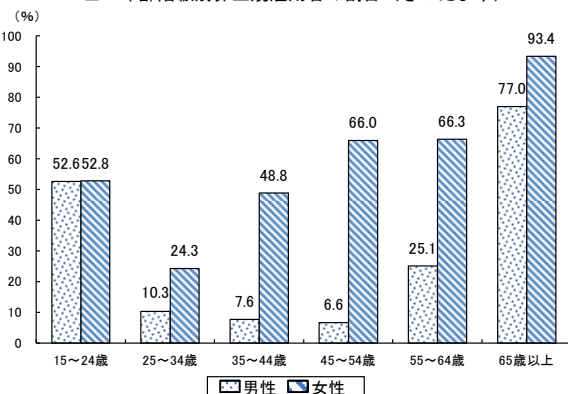
働く場における男女の均等待遇の確保のための企業等の取組の促進とともに、能力開発の十分な機会の提供による女性のキャリア形成支援や、子育てや介護等を理由に離職した人への再就職支援など、男女ともに働きやすい職場環境づくりと男女間格差の解消に向けた取組を進めます。

施策の方向

- 1 働く場における男女の均等待遇の促進
- 2 女性の経済的自立に向けた取組の推進

重点事項4

■ 年齢階級別非正規雇用の割合（さいたま市）



【資料】総務省「令和4年就業構造基本調査」

目標Ⅵ だれもが安心して暮らせるまちづくり

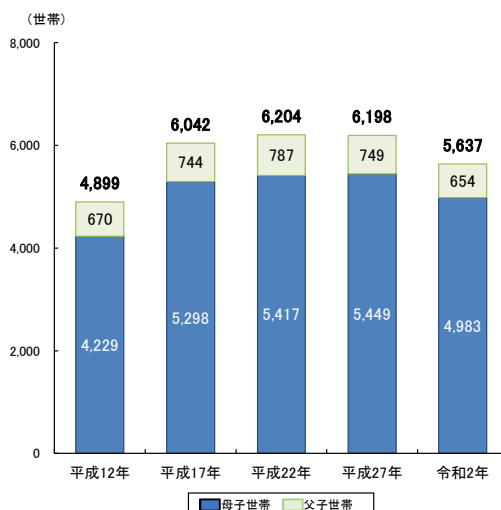
人々が抱える生活上の様々な困難の解決を図るため、困難の特性を十分に把握して、人権尊重の観点からの配慮、多様性を認め合う社会づくりに向けた理解を促進するとともに、多様なニーズに対応したきめ細かい生活支援や社会参画の促進につなげます。

男女が互いに性差に応じた理解を深め、性差に応じた健康を支援するための取組を行います。また、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を進めます。

施策の方向

- 1 子ども・若者が安心して生活を送るための支援
- 2 ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境の整備
- 3 高齢者、障害者、性的少数者（性的マイノリティ）、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 4 性と生殖に関する健康と権利についての理解・尊重の取組の推進と生涯にわたる健康づくり
- 5 男女共同参画の視点に立った防災分野における取組の推進

■ 母子・父子世帯数の推移（さいたま市）



【資料】国勢調査

目標Ⅶ ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

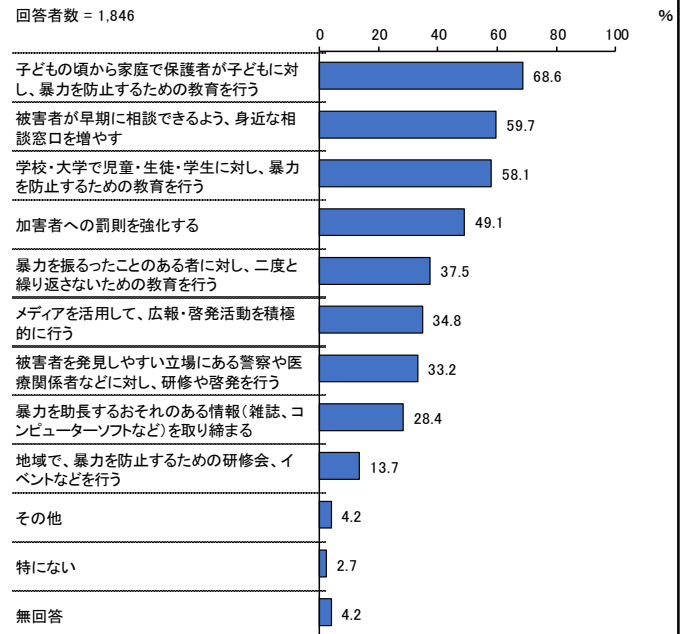
DV被害者の早期発見のためにも、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、保健センター、警察、民間団体等の関係機関がさらに連携を強化し、相談、保護から自立に至る切れ目のない支援を行います。あわせて、暴力を容認しない社会環境の整備、若年層を対象とする予防啓発、教育・学習の充実にも積極的に取り組みます。

性犯罪の根絶と二次的被害の防止に向けて、被害者に寄り添った形で支援を充実させます。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントといった各種ハラスメントについても、取組の強化を図ります。

施策の方向	
1	ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
2	ドメスティック・バイオレンス防止及び根絶に向けた教育・啓発の推進
3	DV被害者の安全確保と支援体制の充実 重点事項 5
4	DV被害者の自立支援の充実
5	DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 重点事項 6
6	民間団体との連携・協働

■ 配偶者などの間における暴力を防止するために必要なこと（さいたま市）

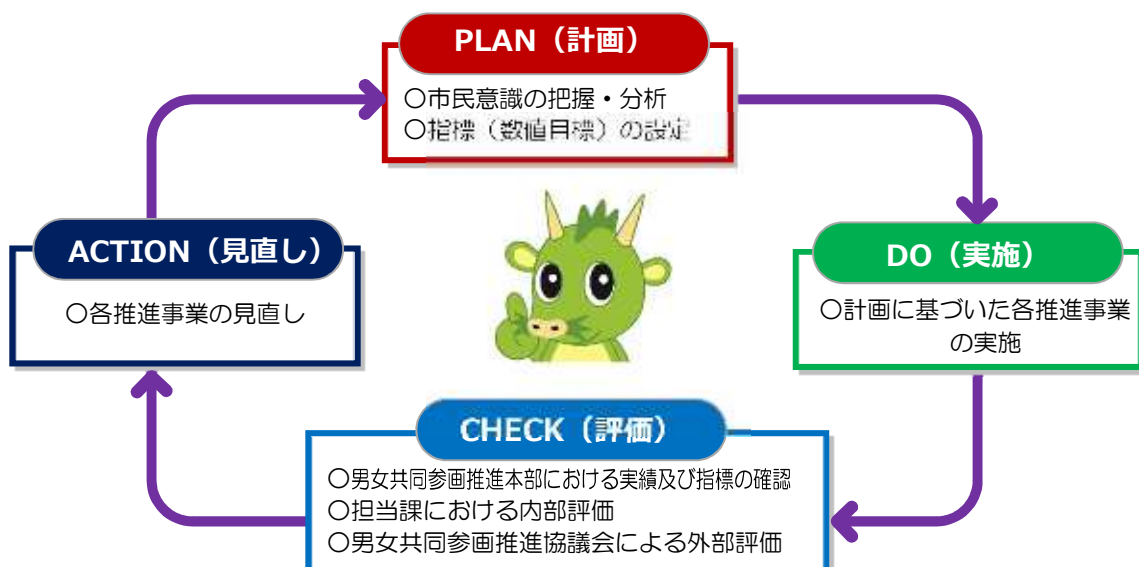


【資料】さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和4年1月）

計画の推進と進行管理

市、市民、事業者の役割分担と連携・協働に基づき、「さいたま市男女共同参画推進本部」「さいたま市男女共同参画推進協議会」「事業・数値目標の見直し」「年次報告書の作成と公表」の4つの点に留意しながら、計画の着実な推進を図ります。

計画の実効性を高めるため、計画期間中は施策・事業について、庁内関係部局において定期的に進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて取組を適宜改善などしていくPDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



計画の主な数値目標

第5次プランの基本理念「“ひと”と“ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現」の実現に向けて、各目標に数値目標を設定します。主な数値目標は次のとおりです。

目標	事業名	指標項目	現状値 (時点)	目標値 (達成期限)
I	地域活動における男女共同参画の啓発【事業 13】	啓発活動実施回数	7回 (令和4年度)	6回以上/年度を維持 (令和10年度)
	男女共同参画推進団体の活動への支援【事業 20】	実施団体の数	5団体 (令和4年度)	5団体を維持 (令和10年度)
II	パパサンデーなど父親の子育て参加の推進【事業 29】	パパサンデーの実施設数	10施設 (令和4年度)	10施設を維持 (令和10年度)
	保育士・幼稚園教諭等体験の推進【事業 30】	1日保育士・幼稚園教諭等体験の実施設数	88施設 (令和4年度)	98施設 (令和10年度)
III	審議会等委員への女性の登用促進【事業 41】	審議会等における女性委員の割合	34.9% (令和4年度)	42.0% (令和10年度)
	審議会等委員への女性の登用促進【事業 41】	女性のいない審議会等の数	3件 (令和4年度)	0件 (令和10年度)
	女性職員の管理職への登用促進【事業 43】	管理職女性登用率	22.3% (令和5年4月1日)	27.0% (令和8年4月1日)
IV	テレワークの推進【事業 61】	テレワーク環境整備支援件数	10件 (令和4年度)	20件 (令和6、7年度の累計)
	認可保育所等の拡充【事業 78】	保育所等利用待機児童数	0人 (令和5年度)	0人を維持 (令和10年度)
	放課後児童健全育成事業【事業 80】	放課後児童クラブ等待機児童数	333人 (令和5年4月1日)	150人 (令和7年度)
V	ワークステーションさいたまにおける就労支援【事業 101】	「ワークステーションさいたま」施設利用者数	10,543人 (令和4年度)	20,500人 (令和6、7年度の累計)
	創業・副業支援事業【事業 102】	創業件数及び副業開始件数	88件 (令和4年度)	136件 (令和6、7年度の累計)
VI	ヤングケアラー訪問支援事業【事業 71】	負担が軽減したと回答した対象家庭の割合	80.0% (令和4年度)	85%以上 (令和10年度)
	障害者の就職相談の充実【事業 148】	障害者総合支援センター登録者の就労増員数	74人 (令和4年度)	94人 (令和7年度)
	性的少数者への支援【事業 150】	庁内外での制度の周知回数	実績なし (令和4年度)	35回 (令和6～10年度の累計)
	乳がん・子宮がん検診等の実施【事業 166】	乳がん検診、子宮がん検診の受診率(国民生活基礎調査による推計値)	乳がん検診 47.3% 子宮がん検診 40.7% (令和4年)	乳がん検診 60% 子宮がん検診 60% (令和10年)
VII	各種人権教育研修会の実施【事業 183】	デートDV防止研修会の参加校数	7校 (令和4年度)	20校 (令和10年度)

第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン【概要版】 令和6（2024）年度～令和10（2028）年度

発行：令和6年3月
企画・編集：さいたま市 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
男女共同参画推進センター
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-10-18
シーノ大宮センタープラザ 3階
電話：048-643-5816
FAX：048-643-5801
E-mail：danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp